

松江市告示第 468 号

次のとおり、特定教育・保育施設（以下「施設」という。）について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条の規定により同法第 27 条第 1 項の確認をしたので、同法第 41 条第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 6 日

松江市長 上 定 昭 仁

| 施設の設置者の名称 | 施設の名称及び所在地                      | 確認年月日           | 施設の種類           |
|-----------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 学校法人坪内学園  | 坪内学園附属認定こども園<br>松江市東朝日町 74 番地 2 | 令和 4 年 8 月 30 日 | 幼保連携型<br>認定こども園 |